

放射線に関する職員出前講座 実施要綱

（目的）

第1条 担当職員が直接県民等に情報提供を行うことにより、放射線に関する正しい知識の普及を図り、県民等の安全確保、放射線に対する不安や疑問の解消及び風評被害の防止につなげることを目的とする。

（実施方法）

第2条 県民等からの申し込みに応じ、県民等が主催する集会などに職員を講師として派遣する。

（対象）

第3条 県内で開催される集会などであって、市町村、学校、企業、各種団体及びグループなどが主催する概ね10名以上が参加予定のものを対象とする。

（日時）

第4条 講座の開催は、開庁日の午前9時から午後5時までのうちの2時間以内を基本とする。ただし、閉庁日（土・日曜日、祝祭日など）及び夜間などの開催希望については個別に検討する。

（場所）

第5条 講座の開催場所の手配、当日の進行などの運営については、講座を受講しようとする団体などが行う。

（申込み方法）

第6条 申込者は、原則として集会などを開催しようとする日の概ね3週間前までに「放射線に関する出前講座申込書」（別記様式）を、危機管理課長あてに送付する。

（決定及び連絡）

第7条 危機管理課長は、速やかに職員派遣の可否を決定し、電話、Eメールなどの方法により申込者に連絡する。

（職員派遣の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、危機管理課長の判断で職員の派遣及び講座実施中の派遣を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会などを行う恐れがあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反する恐れがあるとき。

（経費）

第9条 職員の派遣経費及び資料作成経費は、危機管理課が負担することとし、次に掲げる経費については、申込者の負担とする。

- (1) 施設借上料（備品などの使用料を含む。）
- (2) 原材料などを使用する場合の当該原材料などの購入費
- (3) 使用する資料が有償の場合の当該資料代

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、講座実施に必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

放射線に関する職員出前講座
申 込 書

平成 年 月 日

山形県環境エネルギー部
危機管理・くらし安心局 危機管理課長 殿

次の事項により申し込みます。

団体等の名称	
代表者氏名	
(連絡先) 住 所	〒
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail アドレス	
開催希望日時	第1希望 月 日() 時 分 ～ 時 分
	第2希望 月 日() 時 分 ～ 時 分
会場名	
会場所在地	
会場電話番号	
集会の名称	
参加人数(予定)	
希望する講座の内容	

必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX、Eメールのいずれかでお申込みください。

■申込先■

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課内

電話番号 023-630-2671

FAX 023-633-4711

Eメール 県ホームページ>山形県放射線安全情報

(<http://www.pref.yamagata.jp/houshasen/>)

のページ下部の問い合わせ先からお申し込みください。